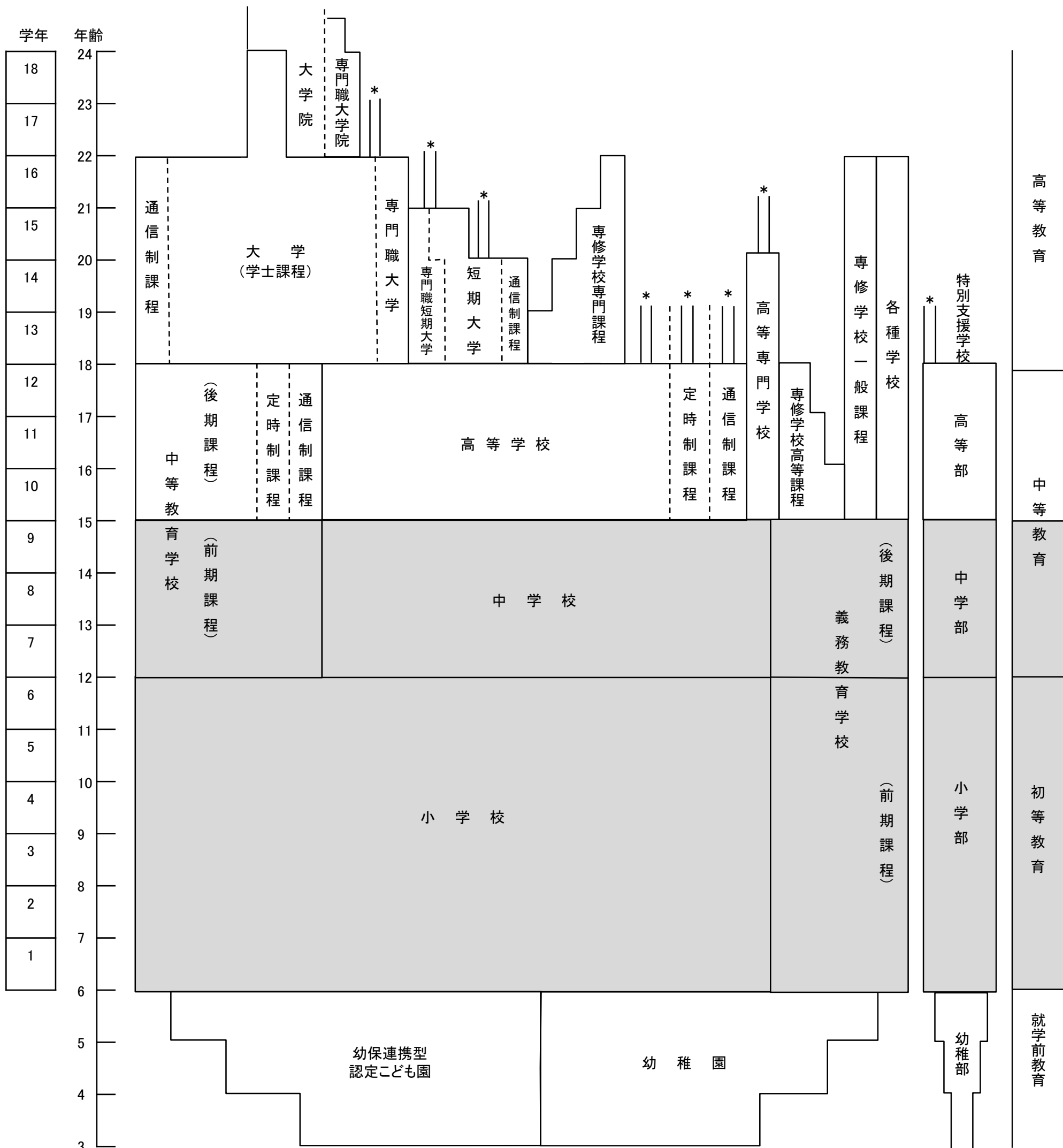


日本の学校系統図



- (注) (1) 学校教育法に基づく学校を記載
 (2) ユネスコの「高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約」の高等教育の範囲には、学校教育法体系外の省庁大学校（国立看護大学校、職業能力開発総合大学校、水産大学校）を含む
 (3) ■部分は義務教育を示す。
 (4) *印は専攻科を示す。
 (5) 高等学校、中等教育学校後期課程、大学、短期大学、特別支援学校高等部には修業年限1年以上の別科を置くことができる。
 (6) 幼保連携型認定こども園は、学校かつ児童福祉施設であり0～2歳児も入園することができる。
 (7) 専修学校の一般課程と各種学校については年齢や入学資格を一律に定めていない。